

はじめに

筆者は、永祿期の南伊予の戦乱について論じた旧稿において、永祿十一年（一五六八）春に道後衆（河野氏の軍勢）と芸州勢が土佐一条氏の軍勢と衝突した高島の所在地は大洲（当時の表記では大津）の南方にあたる梅川地区であったことを指摘した上で、鳥坂合戦における村上吉継の役割、小早川隆景の伊予渡海の経過と郡内地域の情勢について論じた。期せずして同じ時期に発表された石野弥栄氏の論文においても、高島の所在地をめぐって同じ結論が導き出されており、この論点に関しては事実が確定したと考えてよい。

さて、その後の調査において、筆者は岩国徴古館に所蔵される『吉川家中并寺社文書』（五）の中に戦国期の伊予の動きを伝える興味深い史料を確認した。『吉川家中并寺社文書』（一〇十）は、岩国藩の藩士や寺社に伝来した古文書や系譜書などを書写して編集したものであり、『藩中諸家古文書纂』（一〇十六）や『御書感状写』（一・二）などとともに、正本の失われた古文書の写を伝えている貴重な文書群である。しかし、萩藩における同様の編纂史料である『閤閲録』や『譜録』から古文書を採録している『愛媛県史 資料編 古代・中世』でも、これら岩国藩の編纂史料は収録されていない。そのため、伊予の地域史を論じるにあたって、『吉川家中并寺社文書』を扱った研究は、管見の限り見当たらない。以上の点を踏まえて、本稿ではまずこの史料の全文を紹介し、記載内

容の確認を行う。次に、この史料を組み込みながら、旧稿で論じた永祿末期の河野氏と芸州との関わりについて、あらためて検討を加える。そして最後に、この史料が特に芸州から伊予への検使派遣に関連するものであることから、検使の性格づけについても触れてみることにしたい。

戦国期の検使をめぐっては、近年、大友氏に関する三重野誠氏の研究³、毛利氏に関する馬部隆弘氏の研究⁴が発表され、ともに大名権力による地域支配において重要な役割を担ったことが指摘されている。本稿で取り上げる検使の事例も、そうした先行研究を踏まえながら、位置づけを考えていくことにしたい。

一 『吉川家中并寺社文書』に収録された伊予関係文書

まず、『吉川家中并寺社文書』（五）の「朝枝（久吾）家御書写」に収録された二通の小早川隆景書状写の全文を示しておきたい。

史料A 年未詳四月三日小早川隆景書状写

態申遣候、

- 一 南源右衛門尉・宗近右衛門尉、従道後帰候、於爰許趣具尋聞候、其方被帰候て物語候辻、無相違候、
- 一 両方新山悉可破却候由、速同心候、然間為検使、最前之首尾二候之条、其方可指出之由候、
- 一 重見表動付而、平岡衆可指出之条、此検使二も願、先其方、越候へ

かしの儀候、

一 大津へ番衆、兎二角おるとま不指急候へハ、豊綱・大野可仕執之間、早々指渡候ハてハ不叶事之由、垣賀・村越同意ニ申越候間、瀬戸少輔五郎頼可渡之由、昨日申遣候、

一 道後へ有賀渡海にて、彼方よりの出勢之趣、弥申堅候ハ、来十六七日重見表可相動之条、片時も早々道後へ経道渡にて、双方新山破却、頓相調可然之由、来島衆宮床渡海にて申事二候、

一 道後局方より先度七郎左衛門計ニ内状も、又南源・宗右ニ今度重畳被申越候儀茂、以後ハ誰々をも指渡候へ、今一とおりの事ハ調申之究りよし条、有賀渡候へとの儀ニて候、從五竜此間中之被申事茂、右之分候、

一 然間、彼是二候之条、渡海二候ハ、可為祝着候、誠三ヶ年已来打統、遙々之渡海、老足辛勞之段、無申計候、殊年内当正月以来先月へかけ候て、一入之辛勞ニて逗留候、又々如此申遣候事茂、老体之儀候處、且無分別様にも候、第一馳走苦勞之感をも恥とたて候ハて、重畳遠國への儀、太儀雖不可有是非候、三ヶ年之極り、唯此節候条、同心可為祝着候、右段之催申遣候儀茂、片時も指急渡海承者、無其曲候条、就夫相理候、

一 局方被申様ニ逗留させ候事者あるましく候、其儀ニハ別仁可申付候、今度重見表之儀付而、道後衆出勢之調、双方新山破却之儀、両条相調翌日可有帰宅、

一 大津之儀付而、人体之事、其方帰候以後之間、わけも不聞候て兩人帰候、此段是又経道渡海候てハ、局方内証不聞之儀候、氣力候ハ、何と候ても此度計之渡海、片心某元ニ居候ハ、理も可有之候へ共、左候へ者、爰許への往返無日数候間、唯一とおりの理を以、同心肝要候、

一 合力之儀、申付候、委細兩人所より可申遣候、於時宜者乃兵重畳可被申談候、謹言、

卯月三日

隆景公御判

有田加賀守殿

史料B 元龜二年九月二十五日小早川隆景書状写

一 有賀申分之事、得其心候、誠近年打統、与州へ使馳走之段、無忘却候、然間、雖為少事、可加扶助候、此趣可申渡候、謹言、

元龜二

九月廿五日

隆景公御判

以上に掲げた二通の小早川隆景書状写から、どのような内容を読み取ることができるであろうか。まず、史料Aにおいて隆景が有田加賀守に申し述べた十カ条の内容を、逐語訳的に現代文に置き換えてみると、細部に不明な部分が残るもの、およそ次のような意味になろう。

① 南源右衛門尉と宗近右衛門尉の兩人が道後より帰り、爰許（隆景のもと）に参つて報告した内容は、以前に其方（有田加賀守）が帰った折に報告した内容と大差のないものであった。

② 両方新山を悉く破却すべき件については、隆景も了解した。その検使として先刻の事情に通じている其方（有田）に出向いてもらいたいとのことである。

③ 重見表の合戦に平岡衆が発向する件についても、検使には其方（有田）に出張して欲しいとのことである。

④ 大津へ番衆の派遣を急がないと宇都宮豊綱と大野が押さえてしまう恐れが強く、早々に派遣してもらいたいと垣賀（垣生加賀守）と村越（村上越後守）が同意して申し越してきたので、昨日、瀬戸少輔五郎に直ちに渡海するよう命じたところである。

⑤ 来島衆が宮床に渡海して申すには、道後へ有田加賀守が渡海して出勢の手筈が調つたなら十六・十七日には重見表に発向する予定であり、一刻も早く経道（有田加賀守）に道後へ渡つて双方新山の破却の件を

調べてもらいたいとのことである。

⑥先頃、道後局方より七郎左衛門に内状をもたせ、また今度も南・宗近に重ねて申し越されたところによれば、以後は誰でもよいが今は一通りの調整をはかる必要上、何としても有田に渡海して欲しいとのことであり、それは五竜（六戸）よりこの間申されてきたのと同じ内容の要望である。

⑦以上の理由により、有田が渡海してくれば隆景としてもありがたい。三ヶ年うちつづいて遙々と渡海を求め、老いたる身に辛勞を負わせるのは忍びないところである。殊に今年は正月から先月にかけてひとしお辛勞なる逗留をさせ、さらに又このように申し遣わすのは、老体に向かつて酷であり無分別のようでもある。第一、馳走や苦勞への報酬がないまま、重ねて遠国に発向するのは誠に大変なことであろうが、三年来の帰趨はこの時節にかかっているのでぜひ了解してもらえればありがたい、一刻も早い渡海をお願いしたい。

⑧自分としては道後局方が申されるように長く逗留させることは考えておらず、その件は別人に申し付けるつもりである。重見表への道後衆発向の手配と双方新山の破却という二つの案件を調べたならば、翌日にも帰宅してもらいたい。

⑨大津の儀につき人体の事は、其方（有田）が帰って以後はわけも分からなくなり、両人が帰国してきた。これまた経道（有田）が渡海しなければ局方の意向が分からないので、何としてもこのたびばかりは渡海をお願いしたい。少しはそちらの言い分もあるうけれども、納得してもらいたい。

⑩合力の儀に関して、委細は両人の所より申し遣わすので、乃兵（乃美宗勝）とも相談してもらいたい。

史料Aは、来島衆や道後局・六戸氏などによる依頼をうけて、隆景が有田加賀守経道に伊予への再渡海を命じたものと捉えることができる。

再渡海の目的は、重見表への平岡衆（道後衆）の発向（③）と両方（双方）新山の破却（②）にあたって検使として活動することであり、この二つの案件が調ったならば経道はすぐに帰国すべきことが述べられている（⑧）。この二案件は、ともに従来あまり知られていない事柄であり、この他にも宇都宮氏と大野氏の不穏な動静（④）、来島衆の宮床渡海（⑤）、道後局と六戸氏が経道に寄せる強い信頼感（⑥）など、興味深い内容が含まれている。

一方、史料Bは、隆景が経道からの申請を了承し、近年伊予への使者として再三馳走を行ったことを忘れない旨を述べて、僅かながら扶助を加えることを約束したものである。

二つの史料に見える有田加賀守経道は、永禄四年の小早川家の座配書立などに見える隆景の有力家臣である。同年三月二十七日、経道は毛利元就・隆元父子の沼田訪問の際に、これに同行してきた熊谷と保利の宿に酒肴米炭薪等を調える役目を勤めている。翌日、会所における饗応では元就・隆元への銘々進上にあたって再進の勤めに当たり、閏三月一日の会所における饗応では五献の再進、同五日の暇乞いの饗応でも五献の再進の役目を担当している。

有田経道は、毛利・小早川氏の北九州計略においても、重要な役割を担っている。萩藩『閩閩録』卷三一「山田吉兵衛」に収録された正月十日付の隆景書状（山田民部丞宛）には、「今度高橋操付而、遙々有下向辛勞候、其段儘元就可令演説候、猶有 加可申候」とあり、筑前宝満城主の高橋鑑種を味方に引き入れるため九州に下向した山田民部丞（満重）のもとに、小早川隆景は有田経道を遣わして連絡を取っている。高橋鑑種が芸州方に内通の意思を示した永禄五年頃のものであろう。また、同六年から將軍義輝の調停で芸州方と大友方の和平交渉が開始されると、講和条件の一つであった筑前香春嶽城の破却について、宗像氏貞ら^⑦が有田経道を通じて隆景に破却の中止を求めている。

また、前述の萩藩『閩閩録』卷三一「山田吉兵衛」には、いずれも十

一月の日付で有田経道・山田満重の兩人に宛てた書状の写が八通収録されている。そのうちの一通を次に掲げる。

又先状にも。尋茂御存分ニ被仰付候、殿様・隆景様きと御下向之由候、此節諸口申操候、首尾可相調候矣

彼方角申談之首尾相調之由珍重候、就其至宗像一勢下向候、旁御事博多表江御打廻由肝要候、不可有御緩候、猶護心院可被申候、恐々謹言、

十一月五日

經好判
(市山)
 元祐判
(坂)
(現主)
 就方判
(赤川)
 元保判
(乃美)
 宗勝判
(志道)
 元保判

有田加賀守殿
 山田民部丞殿 御旅所

この文書は、芸州方の諸将が有田・山田の兩人に対し北九州の国人層の組織化に尽力しよう命じたもので、兩人を博多表に逗留させて殿様(元就か)と隆景の下向の準備を調えるよう指令している。『閩閩録』の刊本では、これら八通の書状を永禄十一年(一通のみ同十年)に比定しているが、十一月十八日付の宗像氏貞書状(有田経道・山田満重宛)に「隆景、佐東御着之由申候、定而近々可為御下着候哉」とあるから、隆景がまだ九州に下向していなかった時期のものとみななければならぬ。隆景は永禄十一年八月以降、九州に下向して大友方と交戦しているから、これらの書状は永禄十一年十一月ではありえない。大友勢の攻撃により豊前松山城が危機に瀕していた永禄五年十一月のものであった可能性が最も高いと考えられる。この時期、有田経道は山田満重とともに博多方面に在陣し、隆景らの九州下向に先んじて国人層を芸州方に組織

する任務を帯びて活動していたのであろう。翌十二月二日付の筑紫鎮恒書状においては、満重は「御使節」と呼称されている。

馬部隆弘氏は、山田満重が北九州や山陰など境目経略で重要な役割を果たした毛利氏の検使であるとし、彼は毛利氏譜代の家臣ではなく、その才能を買われて抜擢されたものだと指摘している。山田満重が毛利氏の検使であったとすれば、同様の活動をした有田経道は小早川氏の検使と捉えられるのではないか。芸州方の北九州支配は、毛利氏と小早川氏がそれぞれ検使を派遣して、元就と隆景の意向を直接現地に伝え、国人の組織化を図る形で展開していたのである。

以上のことから、永禄五年から六年にかけて、有田経道は毛利・小早川方の北九州計略に重要な役割を果たしていたことが分かる。大友勢の来襲に備え、山田満重とともに北九州の国人層を味方につけるための工作に従事していたのである。その経道が小早川氏の伊予計略にも深く関わっていたことをうかがわせるのが、前掲の史料AとBである。とりわけ史料Aによれば、三ヶ年つづけて渡海を命じられた有田加賀は、この年正月から三月にかけて伊予に逗留していたことが読み取れる(⑦)。

そして、経道はようやく安芸に帰国したと思ったのもつかの間、四月三日に再び伊予への渡海を求められているのである。それでは、この史料Aはいつ、どのような状況下で書かれたものであろうか。伊予国内の政治状況を整理しながら、史料の語の内容を読み取っていかなければならぬ。

二 小早川隆景書状写の年次比定

前掲の史料Aの①には、南源右衛門尉と宗近右衛門尉の兩人が道後より帰り、隆景のもとに参つて報告をしたことが記されている。また⑥からは、道後局が兩人を通じて有田経道を道後に招こうとしていたことも分かる。⑨⑩に見える「兩人」も南と宗近を指したと思われる、兩人は経

道の再渡海を求める伊予側の要請を小早川方に伝えたのである。このうち、南源右衛門尉は天正四年六月十日の「小早川家座配書立」などに見える隆景の家臣である。^⑩ それでは、この時、隆景はどこにいたのであるうか。

⑤には、来島衆が宮床に渡海して有田経道の道後への再渡海を隆景に懇望したことが記されている。したがって、隆景は忠海の宮床浦にいたことになる。忠海と言えば、隆景の重臣である乃美宗勝の本拠地であり、小早川氏の水軍基地である。小早川氏が伊予と連絡を取り合う上で、忠海は最もふさわしい場所の一つと言ってよい。

筆者は旧稿において、永禄十一年五月に小早川隆景と宍戸隆家が伊予国の「取操」のため沼田に逗留していたことを指摘した。しかし、五月十八日の隆景書状などには、二人が「当津」にいたことが記されているだけで、「当津」が沼田であったことが明示されているわけではない。^⑪ むしろ、同年とみられる四月三日付の毛利輝元書状には、隆家が「与州之拵」につき忠海まで罷り出ていることが記されているから、隆景と隆家がいたのは沼田ではなく忠海とみた方がよいと思われる、この点で旧稿は修正を要する。五月二十六日の隆景書状にも、大友勢が豊前の長野弘勝退治に出兵したとする知らせが届いたのは忠海であったことが見えており、この時期、隆景と隆家は忠海に在陣していたのである。^⑫

旧稿では、同時期に小早川家臣の乃美新四郎（乃美宗勝の弟）と宍戸家臣の佐々部美作守が道後に滞在して伊予の計略に当たっていたことを指摘した。乃美新四郎が小早川氏の検使であり、佐々部美作守は宍戸氏の検使ということになる。これに対して、河野氏側からは垣生盛周と大内信泰が芸州に渡って宍戸氏や小早川氏と連絡を取り合っていたことが確認される。七月十九日付の隆景・隆家連署状によれば、「当津」より帰宅しようとする隆家を盛周が引き留めていたようである。^⑬ 史料Aの④において、大津への番衆の派遣を隆景に要請してきた「垣賀」が、その垣生盛周である。

④には、大津番衆の派遣を急がないと宇都宮豊綱と大野氏が押さえてしまう恐れが強いとされている。旧稿で述べたように、大津をはじめ郡内（喜多郡）一帯を勢力圏とする宇都宮氏は、永禄九年夏頃から河野氏に背いて土佐一条氏と結ぶ動きを見せ始め、来島通康・平岡房実を中心とする河野勢が翌十年の二月頃から郡内攻めを行った。来島と平岡は九月二十一日に土佐より大津表への通路に二つの城を確保するとともに、小早川方にも一城を確保するよう要請している。^⑭ こうして、芸州勢が河野方の援軍として伊予に出兵することになるのである。

翌永禄十一年になると、小早川隆景は九州にいた乃美宗勝を伊予に呼び寄せ、二月の鳥坂合戦において宇都宮氏を支援する土佐一条勢を撃退させている。三月には隆景自身をはじめ、宍戸隆家・吉川元春・福原貞俊らが、続々と伊予に渡海して大津周辺に兵を進めた。隆景は宇都宮両城をはじめ郡内表を制圧した後、芸州に帰国を果たしている。

以上の推移をふまえて考えると、四月三日の日付をもつ史料Aは、永禄十一年（一五六八）のものである可能性が最も高い。本文書の⑦に見える有田経道が正月から三月にかけて殊に辛労なる逗留を行ったとする記述は、この年の南伊予における宇都宮・一条方と道後衆・芸州勢との交戦の事実と符合している。三月初旬に伊予に渡海した隆景が、いつ芸州に帰国したのかは不明であるが、恐らく三月末には忠海に帰還していたのであろう。これに対して、乃美宗勝は四月以降も伊予にとどまっていたものと思われる、経道に再渡海を求めた隆景は、宗勝と相談を重ねるように命じている（⑩）。やはり永禄十一年のものともみられる十月二日付の書状で、隆景は乃美宗勝に宛てて伊予計略に関する指令を行っているが、そこにも「有加所へ之儀、唯今折紙遣候間可被仰談候」と記されている。^⑮ 隆景は経道に折紙を遣わし宗勝と相談させて伊予の計略を図ったのである。

こうした経道の活動を評価した隆景は、元龜二年（一五七二）九月二十五日付の書状（史料B）において、伊予への度重なる使者としての馳

走を忘却しないことを誓い、扶助を加えることを約束したのである。そして、三年後の天正二年(一五七四)閏十一月二十五日、隆景は神保対馬守の伊予への長期逗留をねぎらう書状の中で、「於旨儀者速有 賀可申候間不能詳候」と述べている¹⁷⁾。経道の伊予との関わりは、天正年間に入っても続いていたことがうかがわれよう。

前節で述べたように、経道は永禄五年から六年にかけて、毛利・小早川方の北九州計略に重要な関わりをもっていた。特に永禄五年十一月には、山田満重とともに北九州の国人層を組織化する上で中心的な役割を担っていた。ところが、伊予国内の軍事情勢が緊張する中で伊予に赴き、度々隆景の意を体して活動を行うようになる。そして、それは単に隆景の命をうけてというだけではなく、伊予側の懇望によるところが大きかったことを史料Aから読み取ることができる。経道を伊予に招こうとした伊予側の事情について、史料の内容をさらに分析してみる必要がある。

三 小早川氏による検使派遣と伊予

史料Aが永禄十一年(一五六八)四月三日付の隆景書状写であったと結論づけられるとすれば、本文書は旧稿では十分解明できなかった新たな事実を浮かび上がらせることになる。以下、本文書を組み込みながら、あらためて当該期の伊予と芸州勢の関わりについて考察してみたい。

史料Aからは、伊予側の要請をうけて隆景が有田経道に伊予への再渡海を命じたことが読み取れるが、再渡海の主たる目的は、両方(双方)新山の破却(②・⑤・⑧)と重見表への道後衆(平岡衆)発向の手配(③・⑤・⑧)であった。この二つの案件に関して、いずれも検使として経道に向向いて欲しいというのである。

両方新山の破却とは、言葉の意味からすれば二つの新山城の破却ということになるが、具体的にそれがどこの城を指しているか、残念なが

ら明らかにすることはできない。河野・芸州方の城なのか、それとも宇都宮・一条方の城なのか不明である。しかし、これに関して道後からの使者が隆景の了解を求め(②)、来島衆が宮床まで渡海して願ひ出ている(⑤)ことからすれば、小早川氏の確保していた城であった可能性が高いのではあるまいか。

重見表への発向の件も、詳細は不明である。そもそも四月十六・十七日に発向が予定される(③)重見表とは一体どこなのか、明らかではない。重見と言え、何よりも河野氏配下の有力領主である重見氏の名前が思い浮かぶ。重見氏は幾つかの流れに分かれていたこともあって、その動静がつかみにくい一族である。重見氏は風早郡の日高山城の城主を代々務めているほか、府中の石井山城に拠って道前方面を支配した重見氏、さらには道後平野南部から山間部にかけての地域で活動した一族もいる。十五世紀半ばの史料に見える重見飛騨守通實などは、道後平野南方で活動した重見氏を代表する人物であり、久万山の太野氏や伊予郡の森山氏などと提携しながら、幕府の管領細川氏と結ぶ動きを示した¹⁸⁾。

「重見系図」によれば重見氏は河野氏の有力庶流家である得能氏から分かれた一族であると言う¹⁹⁾。もとは浮穴郡麻生の重光(重見津)から出たとされ、重光に隣接する八倉城の城主が重見氏であったとする伝承が残る²⁰⁾。八倉山から南方に尾根筋を登った地点にある谷上山宝珠寺には戦国期の得能氏の寄進状が伝来していたようで、浮穴郡から伊予郡にかけての一带に重見氏・得能氏の勢力が及んでいたとみられる²¹⁾。道後衆が重見表に発向しようとした永禄十一年四月は、喜多郡大津の宇都宮氏との緊張が高まっていた時期であることからみると、重見表とは道後平野南西から山間部の方面を指す可能性が一番高いように思われる。

四月十九日に来島合力のため安芸の警固衆の大動員が命じられているが、これは道後衆の重見表発向を海上から援助しようとするものであつたらう²²⁾。しかし、南伊予の戦乱は容易に決着しなかつたようで、五月十四日付の小早川隆景書状(乃美宗勝宛)には、「以下次左、最前可為被

申越之首尾之条、曾祢動隙明候者、則各可有帰陣之处、只今到来相違之趣候、能々可被仰分候」と記されている。²³隆景は来島親類中である下次左（下嶋次郎左衛門尉）との打ち合わせ通り、喜多郡の曾祢における合戦を終了させて芸州勢を早く撤兵させたかったにもかかわらず、思いのほかに手間取って宗勝の帰国が遅れているのである。

隆景は宗勝に宛てた十月二日付の書状では、「道後表村河来島衆出頭之由、誠可然候、下須戒被相渡、重見衆失之事為調、興居嶋可有御下向之由、尤可然候、何と様にも弥調之儀、御短息肝要候、然間從隆家、北左衛門尉事、可被差出之由、昨日申遣候、有加所へ之儀、唯今折紙遣候間、可被仰談候、定而事ハケ數可申候、先在陣之事情間、理可被仰聞候、けにハ草臥候て不成候者、右京成共、可差遣事ニ候ハ、可被仰談候」と申し送っている。²⁴下須戒に渡って重見衆を追い払うために、隆景は宗勝に興居島下向を命じたのである。なお、ここでも有田経道に折紙を遣し、宗勝と連絡を取りながら行動させようとしている。

史料Aの③からは重見表発向の主体は平岡衆であったことがうかがわれる。しかし、⑤によれば来島衆も重見表発向にむけて経道の渡海を求めており、平岡氏の単独行動であったとは考えにくい。⑧には「道後衆出勢」と記されることから、平岡衆を中心とする河野勢の軍事行動であったとみるべきであろう。

河野通宣期に道後の河野氏権力の中枢にいたのは来島通康と平岡房実であったことが明らかにされている。²⁵永禄十年十月に通康が病に倒れた時、小早川隆景は平岡と能島ばかりでは心配だと述べており、来島衆と緊密に連絡を取り合いながら芸州勢による伊予への軍事支援を強めていくのである。永禄十一年三月に隆景自身が伊予に渡海した時、来島衆の中心である村上越後守や村上河内守が道後へ帰るといふ風聞を耳にした隆景は、それを制止しようとしている。²⁷来島衆は芸州方と提携して南伊予攻めの主力として活動しており、道後を留守にすることが多かったとみられる。それに対して、道後権力の中枢を担っていたと考えられるの

が平岡氏である。五月九日、道後に派遣した使者に書状を送った穴戸隆家は、「湯付局」（河野通宣のもとに嫁いだ隆家嫡女）および平岡通資（房実の子息）と懇意にするように求めている。²⁸通宣が病に倒れて牛福通直に代替わりする時期に、道後の河野氏権力は湯付局と平岡氏に支えられていたと考えられよう。²⁹

河野方とすれば、道後平野南部から伊予郡・浮穴郡・喜多郡にかけての山方領主たちが土佐一条氏とつながる動きを示す中で、重見表に発向するとともに、海上からも郡内に攻め込む必要があった。河野方の海上勢力である来島衆は、乃美宗勝を中心とする芸州勢の援軍を得て、海上から大津方面を攻め立てる作戦を取ったと考えられる。この時にクロウズアツプされてくるのが、肱川河口部に位置する下須戒の城である。八月十五日付の吉良親貞書状によれば、来島衆の村上河内守が下須戒を攻め落としたことが分かる。³⁰また、前述十月二日付隆景書状でも、宗勝をいったん興居島に下向させ、ここに海上勢力を集結させた上で、下須戒に渡り重見衆を追い払わせようとしている。宗勝が興居島に芸州の軍勢を渡海させたこと、大津・八幡両城に籠城する宇都宮方に宛てて「足弱地下人」や私財雑具などを下須戒に引き渡すよう求めたことは、十二月の宗勝言上状にも認められるところである。³¹

さて、史料Aより、有田経道の渡海が、平岡衆・来島衆のみならず、「道後局」および「五竜」（穴戸氏）からも求められていたことが読み取れる。³²⑥によれば、道後局は七郎左衛門に内状をもたせ、芸州へ帰国する南・宗近両人にも自分の思いを伝えさせて、隆景に経道を再度伊予に渡海するよう要請しており、それは穴戸氏の意向でもあったという。

また、⑧においては、道後局が経道にしばらく伊予に逗留してくれることを望んでいたことも知られる。ここに見える道後局とは、河野氏の当主通宣に嫁いだ穴戸隆家の嫡女とみてよいであろう。彼女の活動については、西尾和美氏の研究に詳しい。³³それによれば、彼女が「道後局」・「湯付局」と呼ばれたことが分かる早い史料は、永禄十一年と推定される三

月十一日付の小早川隆景書状および五月九日付の六戸隆家書状である。³³⁾隆景書状からは、「道後御局」が伊予に渡海してきた隆景を三津に立ち寄るように招いたこと、しかし隆景はその誘いを断って一刻も早く須口（大津方面であろう）へと急いだことが知られる。隆家書状の方は、前述した通り、道後に派遣した使者に対して、「湯付局」および平岡通資と懇意にすることを求めたものである。

先に推定したように、四月三日の日付をもつ史料Aも永禄十一年のものであるとすれば、これは隆家嫡女（道後局）の動きを示す早い時期の史料の一つということになる。この頃、病がちの通宣から牛福通直へと河野氏当主の代替わりが行われた。隆家嫡女は、父六戸隆家・叔父小早川隆景と緊密に連絡を取り合いながら、新当主通直の母親として河野氏を支えていこうとしていた。彼女は芸州との一体的な関係を強めながら、通直成人以後も自ら書状を発給して諸事に対処し、河野氏の再晩年に至るまで道後権力の中心に位置する存在でありつづけた。

幼い牛福を後見する隆家嫡女が、平岡氏に代表される旧来の河野氏家臣団に依拠する一方で、杉原氏や二神氏など、信頼をおける新たな側近家臣の登用を図ったことも指摘されている。史料Aにおいて、彼女が有田経道の再渡海を求め、経道にしばらく伊予に逗留するよう望んでいるのも、信頼できる小早川氏の老臣が自らの側において欲しいと願う彼女の気持ちをうかがわせる。伊予国内における通直母子の権力基盤は、決して安定したものではなく、芸州による支援態勢が不可欠であったと考えられよう。

最後に、史料Aの④・⑨に見える大津の番衆について触れておこう。④が、大津への番衆派遣を急がないと宇都宮豊綱と大野氏が押さえてしまいかねないとして隆景に番衆派遣を要請したと理解できるならば、これは河野方より小早川氏に大津番衆を差配するように求めたものということになる。³⁶⁾大津は土佐一条氏と結んで河野氏に敵対する動きを示した宇都宮氏の本拠地であり、喜多郡一帯を確保する上で決定的に重要な戦

略上の要地であった。河野方は、検使の派遣と並んで在番体制の整備を小早川氏に求めたのである。

前年十月十三日付の隆景書状によれば、来島氏と平岡氏が土佐より大津表に向かう通路に二つの城を構えており、小早川氏にも一城を構えるよう来島衆が芸州側に懇望してきた。³⁶⁾芸州側は要請に応じて備後外郡衆や小早川勢を渡海させようと図っている。小早川氏の伊予渡海は、「今度与州へ之儀、来島以扶持、隆元・我等頸をつきたる事候、其恩おくりにて候」と表現されるように、厳島合戦における来島衆の協力への見返りとして、来島衆の要請に応える形で行われたものだったのである。³⁷⁾

翌年三月に隆景自らが渡海したのをはじめ、芸州勢が多数伊予に渡って喜多郡一帯を制圧したものとみられる。その結果、史料Aが書かれた時点においては、宇都宮豊綱は大津から逃亡していたのではないだろうか。しかし、豊綱は大野氏とともに大津の奪還をはかる動きを示し、緊張した情勢が続いていた。そこで、河野方は隆景に対し早急に番衆を派遣して欲しいと求めたのであろう。

年末詳ながら八月十三日付の小早川隆景書状（乃美宗勝宛）には、「今朝中伊二御返事得其心候、従大津替衆被帰之由候、上乘二遣候者共被越、有増彼方之趣物語仕候、就其木谷其番所へ、田坂与一兵衛可差渡と存候趣、為可申之与三兵衛進之候」とあり、同じく正月十二日付の隆景書状（乃美少輔十郎宛）にも「大津面為番替、来廿二日差渡可申候条、其御支度肝要不可有御緩候」と述べられている。³⁸⁾いずれも、隆景が大津番衆を差配していた様子をうかがわせるものである。

小早川隆景をはじめとする芸州勢の伊予渡海は、来島衆の要請により始まったものであったが、これを契機として芸州の勢力は伊予国内に深く浸透していくことになる。本稿で紹介した史料AおよびBからも、その一端を知ることができるであろう。

おわりに

本稿において内容を検討した結果、『吉川家中并寺社文書』(五)に収録された二通の小早川隆景書状写はともに信憑性の高いものであることが明らかになった。特に、四月三日付の史料Aは、永禄十一年のものである可能性が高く、河野氏権力のあり方や伊予と芸州の関わりを考える上で重要な手がかりを提供している。戦国期の伊予の地域史には、河野氏の権力構造やその歴史の変遷をはじめとして、まだ不明な部分が少ない。さらなる史料の発掘・調査を含めて、実態究明を進めていくことが求められているよう。

この書状が出された永禄十一年という年は、伊予においては河野氏権力のあり方が大きく変化する重要な年である。西尾和美氏の研究によれば、河野氏の最後の当主である牛福通直が擁立され、それを契機に芸州勢力が湯築城へ浸透し、伊予国内および瀬戸内の諸勢力の関係が再編されていくことになる。⁴⁰しかも、河野氏権力の芸州との一体化は、単なる芸州側の政略としてではなく、芸州勢の伊予渡海を積極的に必要とした伊予側の事情からも読み解かれなければならないとされている。

四月三日付隆景書状においても、伊予の諸勢力が小早川氏の検使として有田経道の渡海を強く要請していた状況を読み取ることができる。馬部隆弘氏の研究によれば、毛利氏の検使が史料上頻出するようになるのは永禄十一年からで、その背景には尼子氏が降伏して毛利氏が公権力として広く認知されてきたことがあると言⁴¹う。そして、検使は多様な任務を帯びるが、特に戦時下の軍事行動に伴って境目国衆からの要請に応える形で検使が派遣されることが多く、国衆への検使派遣と在番体制の整備とは政策として表裏一体の関係にあったとされる。国衆は自らの存続のために毛利氏への依存が不可欠と認識して検使派遣を要請し、毛利氏の側は検使を派遣することで権力の浸透度を高めていくのである。

本稿で論じた有田経道の事例は、毛利氏の検使が激増する時期と一致しており、伊予側からの要請によること、在番体制の整備と密接に関連していることなど、馬部氏の指摘に符合する点が少ない。南伊予に土佐勢が進攻するという危機を迎えて、伊予の諸勢力は小早川氏の検使派遣を強く要請し、芸州側は検使派遣を通じて伊予国内に急速に勢力を浸透させていくことになったと考えられる。

一方、馬部氏は検使を派遣することができたのは毛利本宗家であり、吉川・小早川両氏は、軽微な任務を除けば、独自に検使を派遣することはできなかったとしている。しかし、本稿で論じた有田経道の事例は、小早川氏が重要な使命を帯びた検使を独自に派遣しようとしたものであり、馬部氏の指摘は当てはまらない。また、北九州計略に際して毛利氏と小早川氏がそれぞれ山田満重と有田経道を派遣して国人を組織させようとしていたこと、宍戸氏と小早川氏がそれぞれ佐々部美作守と乃美新四郎を道後に渡らせて伊予の計略に当たらせたことも論述した。このようなあり方をみると、毛利本宗家しか検使を派遣することができなかったとする評価は再考を要するのではないだろうか。

馬部氏の研究は、毛利氏の検使事例を集積して九九の事例について分析を加えたものであるが、因幡・伯耆以西の山陰方面、備前・美作から周防・長門に至る山陽方面、そして北九州方面の事例が対象で、本稿で取り上げた伊予の事例は含まれていない。馬部氏は永禄十一年頃に毛利氏が公権力として広く認知されてきたとするが、伊予の側が検使派遣を要請したのは、毛利氏ではなく小早川氏に対してであった。ここからは、小早川氏が瀬戸内方面に保持した支配権の中に、毛利本宗家に対する一定の自立性を見出すことも可能である。芸州の権力は、毛利本宗家を中心とする一元的な構成をとったとみるだけでは不十分ではないだろうか。従来、「毛利両川体制」という言い方で権力構造を一体視する見方が一般的であるが、そうした捉え方自体を再検討する必要性を示しているように思われてくるのである。

注

- (1) 川岡勉「永祿末期南伊予の戦乱をめぐる一考察」(愛媛大学教育学部紀要 第Ⅱ部 人文・社会科学) 三六卷二号、二〇〇四年)。以下、本文で「旧稿」とするのは総てこの論文を指す。
- (2) 石野弥栄「高嶋合戦再論」(西南四国歴史文化論叢 よと) 五、二〇〇四年)。
- (3) 三重野誠「戦国期大友氏の領国経営」(一)「大分県地方史」一四〇、一九九〇年、のち三重野『大名領国支配の構造』所収)。
- (4) 馬部隆弘「戦国期毛利氏の領国支配における『検使』の役割」(『ヒストリア』一九二、二〇〇四年)。
- (5) (永祿年中) 小早川家座配書立(『大日本古文書』「小早川家文書」四七三)。但し、天正年中の座配書立には、⑦で「老体」と記されていた経道の名は見えない。
- (6) 毛利元就父子雄高山行向滞留日記写(『大日本古文書』「小早川家文書」一二三)。
- (7) 二月六日宗像氏貞書状写・二月七日吉田良喜書状写(『宗像市史 史料編 第二巻 中世Ⅱ』四六二)。
- (8) 馬部隆弘「戦国期毛利氏の領国支配における『検使』の役割」(前掲)。
- (9) まもなく大友氏との和平が成立して戦乱は終息したが、同十一年になると再び大友氏との間で緊張関係が高まり、この年七月に大友勢は博多湾に近い立花城を襲撃して陥落させた。これに対して、隆景は八月に吉川元春らとともに九州に渡り、反撃に転じた。翌十二年、隆景は宝満城の高橋鑑種と連絡を取りながら立花城奪回を図った。その際、三月八日に隆景が鑑種のもとに派遣したのも有田経道であったとされる(三卿伝編纂所編『毛利元就卿伝』。閏五月、毛利・小早川方は立花城を攻略することに成功したが、十月に大友氏の支援を受けた大内輝弘が山口を急襲したため、毛利・小早川勢は九州から撤退を余儀なくされることになる)。
- (10) (天正年中) 小早川家座配書立(『大日本古文書』「小早川家文書」四七五)。
- (11) 五月十八日小早川隆景書状(『愛媛県史 資料編 古代・中世』二〇三六号、以下は『県史』二〇三六と略記する)。
- (12) 四月三日毛利輝元書状(『県史』二〇二七)。
- (13) 五月二十六日小早川隆景書状(『県史』二〇三八)。
- (14) 七月十九日小早川隆景・宍戸隆家連署状(『県史』二〇四七)。
- (15) 十月十三日小早川隆景書状(『県史』一九九七)。
- (16) 十月二日小早川隆景書状(『県史』二〇五一)。
- (17) (天正二年) 閏十一月二十五日小早川隆景書状(『県史』二二六一)。
- (18) 川岡勉「中世伊予の山方領主と河野氏権力」(愛媛大学教育学部紀要 第Ⅱ部 人文・社会科学) 三六卷一号、二〇〇三年、のち川岡「中世の地域権力と西国社会」所収)。
- (19) 伊予史談会文庫「重見家記資料 一―三」所収)。
- (20) 『日本歴史地名大系39愛媛県の地名』(平凡社、一九八〇年)。
- (21) 大永七年二月十八日得能通富寄進状・大永七年二月十八日得能通富寄進状・天文廿年九月二十八日得能玄蕃寄進状・永祿十一年二月二十六日水口吉治寄進状(『県史』一六五四・一六五五・一七七八・二〇二二)。
- (22) 四月十九日毛利元就注文・四月二十日毛利元就書状(『県史』二〇三〇・二〇三一)。
- (23) 五月十四日小早川隆景書状(『県史』二〇三五)。
- (24) 十月二日小早川隆景書状(『県史』二〇五一)。なお、熊本市史総務課歴史文書資料室架蔵の「乃美文書」写真版によって修正を加えた。
- (25) 西尾和美「戦国末期における河野氏権力と来島通康」(西尾「戦国期の権力と婚姻」清文堂出版、二〇〇五年)。
- (26) 十月十三日小早川隆景書状(『県史』一九九七)。
- (27) 三月十一日小早川隆景書状(『県史』二〇二六)。
- (28) 五月九日宍戸隆家書状(『県史』二〇三四)。
- (29) 西尾和美「宍戸隆家嫡女の生涯と道後湯築城」『四国中世史研究』六、二〇〇一年、のち西尾「戦国期の権力と婚姻」所収) によれば、伊予側にあつて芸州と提携しながら牛福擁立を進める動きの中心は平岡氏であつたとされる)。
- (30) 八月十五日吉良親貞書状写(『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書―古

- 文書編―『藩中古文書』所収村上小四郎藏文書15)。
- (31) 永禄十一年十二月乃美宗勝言上状(『県史』二〇五八)。
- (32) 西尾和美『戦国期の権力と婚姻』(前掲)。
- (33) 三月十一日小早川隆景書状・五月九日六戸隆家書状(『県史』二〇二六・二〇三四)。
- (34) 西尾和美『六戸隆家嫡女の生涯と道後湯築城』(前掲)。
- (35) この史料で宇都宮豊綱と並記されている大野氏の位置も興味深い。永禄十一年と推定される八月十五日付の吉良親貞書状(村上河内守宛)の中に、「委悉大野方可有伝達候条、不能詳」とあり、大野氏が伊予と土佐の橋渡しの存在であつたことがわかる(『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書―古文書編―』『藩中古文書』所収村上小四郎藏文書15)。
- (36) 十月十三日小早川隆景書状・十一月三日小早川隆景書状(『県史』一九九七・一九九八)。
- (37) 年月日未詳毛利元就書状(『県史』一八九九)。
- (38) 八月十三日小早川隆景書状(『新熊本市史 史料編 古代・中世』「乃美文書」一四七)。
- (39) 正月十二日小早川隆景書状(秋藩『譜録』「乃美宇右衛門国興」)。
- (40) 西尾和美『戦国期の権力と婚姻』(前掲)。
- (41) 馬部隆弘『戦国期毛利氏の領国支配における『檢使』の役割』(前掲)。